

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 7 5 号
令 和 2 年 6 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

業務上過失致死傷事件等に係る鑑定機関等の情報の共有について(通達)

業務上過失致死傷事件、放火事件等の捜査においては、事件の立証のため専門的な知識・経験を有する者による鑑定又は意見の聴取等が重要であるところ、これらを依頼する先(以下「鑑定等機関」という。)の選定に困難を伴い捜査が長期化する事例が散見されることから、より効率的な捜査を推進するため、警察庁刑事局捜査第一課(以下「警察庁捜査第一課」という。)において、各都道府県警察が鑑定嘱託又は意見の聴取等(以下「鑑定等」という。)を行った鑑定機関等に関する情報を集約した上、各都道府県警察からの照会に対し、必要な情報提供を行うこととしたので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。

記

1 鑑定機関等に関する情報の集約

警察庁捜査第一課において、毎年、当該年中に各都道府県警察が鑑定等を依頼した鑑定機関等に関する情報の報告を求め、その情報を集約して事案ごとに分類整理(鑑定機関等リストを作成)する。

2 鑑定機関等に関する情報の提供

警察庁捜査第一課において、各都道府県警察からの照会を受け、鑑定機関等リストに基づき、当該鑑定機関等に関する情報を提供した都道府県警察(以下「報告元警察」という。)と協議した上で、当該事案に関し実績を有する鑑定機関等の情報を提供する。

3 鑑定機関等に関する情報提供の手続

(1) 各都道府県警察において、業務上過失致死傷事件、放火事件等の立証に当たって特に専門的な知識・経験を有する者の意見聴取又は鑑定が必要と認める場合であって、当該警察において適当と認める鑑定機関等を確保できないときは、事案の概要並びに必要とする鑑定等の内容及びその理由を明らかにして、警察庁捜査第一課に照会する。

(2) 警察庁捜査第一課において、(1)の都道府県警察(以下「照会元警察」という。)からの照会に応じ、鑑定機関等に関する情報を提供する必要があると認めるときは、鑑定機関等リストから当該事案に関し実績を有する鑑定機関等を選定し、報告元警察と協議の上、当該警察に対し、当該情報を提供する。

4 3の情報に基づき鑑定等を行うに当たっての留意事項

- (1) 照会元警察は、報告元警察に連絡して、鑑定機関等に鑑定等を行う場合に必要となる調整事項（鑑定等事項、謝金等）を確認し、必要な調整をした上で、鑑定機関等に鑑定等を依頼すること。ただし、当該鑑定等の依頼に当たって、報告元警察において、あらかじめ鑑定機関等と調整することが望ましいと認めるときは、その調整を経た後にこれを行うこと。
- (2) (1)の連絡・調整は、警部以上の階級にある者が行うこと。
- (3) 照会元警察は、報告元警察、鑑定機関等との調整の結果について、警察庁捜査第一課に報告すること。